

4 こんな時はどうすればいい Q & A

使用料を算定する使用期間の考え方

- | | | | |
|--------|----------------|-----------|----------|
| (使用期間) | ・ 4月1日～4月30日 → | (使用期間の区分) | 1月以上3月未満 |
| | ・ 4月1日～4月29日 → | | 1月未満 |

許可を受けた日が時化等で使えないとき

- ・ 使用日の前日までの開庁日に、許可を受けた市町村に「使用日の変更承認」を申し出ることができます。申し出の際は、変更後の使用日も申し出てください。
- ・ 承認にあたっては、駐車場を別に確保していただく場合があります。

<「使用日の変更承認」について>

- ・ 許可を受けた市役所・町村役場の承認後でなければ使用することができません。
- (例) 土曜日(許可日)が時化で使用できないと予想され、翌日曜日に変更したい。
→ 前日の金曜日までに変更承認を受ける必要があります。

船名が変わったとき・推進機関を変更したとき

船名や推進機関の種類、馬力数を変更したときは、許可を受けた市町村に速やかに届け出てください。

- ・ 届出様式 : 「船名、推進機関の種類、推進機関の馬力変更届」(別紙様式-7)

許可期間内に船舟を変更したとき

新たに使用許可を受けてください。(原則使用料の還付はできません)

漁港を使用しなくなったとき

自己都合による廃船等により使用許可を受けた漁港施設を使用しなくなった場合は、使用許可を受けた市町村に速やかに届け出てください。

- ・ 届出様式 : 「甲種漁港施設使用中止届」(別紙様式-8)

ただし、自己都合の場合は使用料の返還対象にはなりません。

指令書(許可証)又はステッカー(許可済証)をなくしたとき

亡失又は著しく損傷した場合は、使用許可を受けた市町村に申し出て、再交付を受けてください。

前納した使用料の還付を受けられる場合

長期間許可(1ヶ月以上)であり、許可を受けた年度内であって、次の要件を満たす場合に限り、本人からの請求により1ヶ月単位で還付します。

なお、1ヶ月未満は還付の対象になりません。

(還付の要件)

- ① 許可期間中に遭難等による船体の滅失や船体等の破損又は病気・怪我での入院等により、使用できなくなった場合
- ② 上記①について、公的機関等が証明する書類を提出できる場合

(還付の手続)

還付の事務は、使用した漁港が所在する市町村を管轄する総合振興局・振興局が行います。詳細については総合振興局・振興局にお問い合わせください。

添付書類の省略について

「添付書類が省略できる場合」（P5）にあるように、規定に応じて、当該年度内又は翌年度において添付書類を省略することが出来ます。

（例１）長期使用（岸壁等）

Aさんは、平成27年4月からB町のC漁港で長期許可（1年間）を受けており、平成28年4月からも継続使用するため、B町に申請しようとしています。

- ・ 船舶検査証書の有効期限は、平成28年9月10日です。
- ・ 船舶免許（1級小型船舶操縦士）の有効期限は、平成30年6月30日です。

平成28年4月から1年間の許可申請をする場合

- ・ 同じ船舶で平成27年度にB町の許可実績があるので、船舟写真を省略できます。
- ・ 申請時、船舶検査証書の有効期限内であり、平成27年度にB町の許可実績があるので、船舶検査証書の写しを省略できます。
ただし、有効期限が9月10日のため、更新後の新たな船舶検査証書の写しをB町に提出する必要があります。
- ・ 船舶免許の写しも、平成28年3月までに有効期限が到来しないので省略できます。

（例２）短期使用（斜路等）

Bさんは、平成27年5月～9月にC町のD漁港で短期許可（斜路）を3回受けていました。

- ・ 船舶検査証書の有効期限は、平成28年8月31日です。
- ・ 船舶免許（1級小型船舶操縦士）の有効期限は、平成29年3月31日です。

平成28年5月にD漁港の斜路を使用するため、C町に申請

- ・ 同じ船舶で平成27年度にC町の許可実績があるので、船舟写真を省略できます。
- ・ 申請時、船舶検査証書の有効期限内であり、平成27年度にC町の許可実績があるので、船舶検査証書の写しを省略できます。
- ・ 船舶免許の写しも省略できます。

更に平成28年9月にD漁港の斜路を使用するため、C町に申請

- ・ 船舶検査証書の有効期限は平成28年8月31日なので、船舶検査証書写しは省略できません。また、未更新のまま申請を受け付けることはできません。
- ・ 同一許可年度・同一市町村への2回目以降の申請なので、船舶検査証書の写し以外の添付書類を全て省略できます。

9月に引き続き10月も使用するため、C町に申請

全ての添付書類を省略できます。

平成28年4月からも使用する場合の申請

船舟写真、船舶検査証書の写しを省略できますが、更新後の小型船舶操縦士免許証の写し等、所定の添付書類は必要です。